

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約書

_____様（以下、「利用者」）と湖南地域包括支援センター（湖南指定介護予防支援事業所（以下、「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて次のとおり契約します。

第1条「契約の目的」

事業者は、介護保険に関する関係法令の趣旨及びこの契約書に従い、公正中立な立場から、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント（以下、「介護予防サービス計画等」という。）を作成するとともに、必要に応じた介護サービス等の提供が確保されるようサービス事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条「契約期間」

この契約の有効期間は 年 月 日から1年間とします。尚、契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

第3条「従事者」

事業者は、事業所に所属する従事者を介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者として任命し、その選定又は交代を行った場合は、利用者にその氏名を文書で通知します。

第4条「介護予防サービス計画等の作成等」

事業者は次に定める事項を「従事者」に担当させ、利用者が必要に応じた介護サービス等を適切に利用することができるように、利用者の依頼を受け、利用者の心身の状況、置かれている環境並びに利用者及び利用者の家族の希望等を勘案し、介護予防サービス計画等の作成等を行います。

- （1）介護予防サービス計画等の作成
- （2）サービス事業者及び関係機関等との連絡調整その他便宜の提供
- （3）サービスの実施状況の把握及び介護予防サービス計画等の評価
- （4）給付管理
- （5）介護サービス等に関する相談・説明
- （6）その他重要事項に掲げる事項

第5条「介護予防サービス計画等の変更」

利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望した場合、又は事業者が介護予防サービス計画等の変更が必要と判断した場合は、利用者と事業者の双方の合意をもって介護予防サービス計画等を変更します。

第6条 「要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という。）にかかる申請の援助」

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の新規申請・更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第7条 「サービス提供の実施記録や情報の管理、開示について」

- 1 事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に関する記録を作成し適切に管理することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にて、当該利用者に関するサービス実施記録の閲覧、又は複写物の交付を受けることができます。尚、記録物の開示等について希望される場合は、所定の手続きをとっていただきます。

第8条 「料金」

事業者が提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに対する料金規定は【重要事項説明書】に定めた通りです。

第9条 「契約の終了」

- 1 利用者は、事業者に対して、2日間の予告期間を置いて文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。ただし、利用者の疾病等による急な入院などの止むを得ない事情がある場合には、予告期間が2日間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 次の場合、事前申し出の期間なしにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なしに介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を行わない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
 - ⑤ その他事業者がこの契約に定める介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を正常に行い得ない状況に陥った場合
- 3 事業者は、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。
 - ① 利用者がこの契約に定める利用料等の支払いを2ヶ月以上遅延し、文書による利用料の支払い催促を行ったにもかかわらず、催促の日から14日以内にその支払いがなかった場合。
 - ② 利用者またはその家族等が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者の要介護認定区分が、要介護1～5と認定された場合
 - ② 利用者が死亡した場合

第10条「秘密保持」

- 1 事業者、従事者、及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を在職中、及び退職後も正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、介護保険法に関する法令等に従い、介護予防サービス計画等に基づく介護予防サービス等を円滑に実施するためのサービス担当者会議等においては、利用者及び当該家族からあらかじめ同意を得ない限り個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報および電送情報を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、処分する際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

第 11 条「虐待防止」

- 1 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、必要な措置を講じます。
- 2 虐待防止・身体的拘束等に関する担当者の選定、虐待防止のための対策を検討する安全管理対策委員会の設置、虐待防止のための指針の整備をし、定期的な研修を実施することで、従業者に周知徹底を図ります。
- 3 サービス提供中に、養護者又は当該事業所従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、虐待防止のための指針に従い、市町村等への通報を行います。
- 4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又は家族等に同意を得るとともにその方法及び時間、理由等を記録いたします。

第12条 「業務継続」

- 1 事業所内における急激な感染症の広がりや、非常災害（自然災害等）の発生においても、切れ目なく業務を実施していくための業務継続計画を策定しています。
- 2 業務継続計画の研修及び訓練を実施することで、従業者に周知徹底を図ります。

第13条 「ハラスメント」

- 1 当事業所は、職員の安全確保と安心のための労働環境構築のため、ハラスメント対策指針及び対応策を策定します。
- 2 当事業所は、身体的暴力や危険物の使用、威嚇行為、個人の尊厳を損なう言葉態度、性的いやがらせ行為等を組織として許容せず、ハラスメント事案が発生した場合は、ハラスメント対策指針等を基に即座に対応します。
- 3 ハラスメントと判断された場合は、関係機関への連絡等必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

第14条 「衛生管理」

- 1 当事業所において、感染症等の発生やまん延の無いように、従事者の健康状態、設備備品等の衛生管理に努めます。
- 2 感染症等の予防やまん延防止のための委員会と研修等を開催し、従事者に周知徹底します。

第15条 「賠償責任」

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その責任の範囲においてその損害を賠償します。

第16条 「相談・苦情対応」

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供したサービスまたは介護予防サービス計画等に位置づけたサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。内容は、【重要事項説明書】に定めた通りです。

第17条 「身分証携行義務」

従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第18条 「信義誠実の原則」

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第19条 「合意裁判管轄」

本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

以上の契約を証するため本書2通を作成し、利用者、事業者が記名の上、1通ずつ保有するものとする。

____年 ____月 ____日

<事業者>

事業所名 湖南地域包括支援センター（湖南指定介護予防支援事業所）

住 所 福島県郡山市湖南町舟津字小磯5112番地1

代表者 熱海地域包括支援センター 所長 上杉 慶子

説明者氏名

利用者	住所	
	氏名 (自筆)	(代筆者名)
家族	住所	
	氏名	続柄

個人情報の使用に関わる同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に定める条件で使用することに同意します。

1. 使用する目的

- ①介護予防サービス計画等に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議等、サービス事業者および医療機関との連絡調整等において必要な場合の情報提供の授受
- ②介護予防サービス計画等を指定居宅介護支援事業所に委託する際の情報提供の授受
- ③介護保険認定調査に関わる介護支援専門員等との連携を図る際の情報提供の授受
- ④地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図るために市町村や民生委員等への情報提供の授受
- ⑤下記の状況が発生し、今後もより良いサービスが継続できるように円滑な引継ぎを行う際の情報提供
 - ・住民票を湖南地域（管轄区域）以外に変更した場合
 - ・要介護1～5の認定を受けた場合
 - ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用へと移行される場合

2. 個人情報を使用する事業者

事業所名	湖南地域包括支援センター（湖南指定介護予防支援事業所）
所在地	福島県郡山市湖南町舟津字小磯5112番地1
代表者名	所長 上杉 慶子
サービスの種類	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業

3. 使用する期間

年 月 日 ～ 完結の日から5年まで

利用者	住所	
	氏名 (自筆) (代筆者名)	
家族	住所	
	氏名	続柄